

## 本庁における事務手続きの瑕疵に係る和解について

## 1 瑕疵の概要等

（１）発生年月日 平成３０年９月２７日（木）  
～令和２年４月２７日（月） （計２０回）

（２）発生場所 高校教育課

## （３）瑕疵の概要

高等学校等育英奨学資金の償還義務者（以下「相手方」という。）から提出された変更申請に基づき、高等学校等育英奨学資金の振替口座の変更登録を行った際、誤って同姓同名の方の登録データを変更したことにより、相手方から二重に償還が行われた。

そのため、相手方に、本来負担する必要のない口座振替手数料を負担させたもの。

なお、過剰に償還された償還金は全額返還している。

## 2 和解内容（専決処分内容）

（１）内 容 示談

（２）示談年月日 令和２年１０月２８日

（３）損害賠償額 ３，２６１円

（４）示談の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

## 3 知事専決処分年月日

令和２年１０月２６日

## 県立高等学校における事務手続の瑕疵に係る和解について

### 1 瑕疵の概要等

- (1) 発生年月日 令和2年7月21日（火）午後5時頃
- (2) 発生場所 迫桜高等学校
- (3) 瑕疵の概要

迫桜高等学校の生徒5人が、2級土木施工管理技術検定試験の受験を希望し、学校の担当教員に申請書を提出したものの、学校側で試験の申込手続が間に合わず、受験できなくなったことにより、生徒の受験申請に要した費用について、県に賠償責任が生じたもの。

### 2 和解内容（専決処分内容）

- (1) 内 容 示談
- (2) 示談年月日 令和2年10月28日
- (3) 損害賠償額 10,870円
  - 〔 内訳 2,194円×4人 〕
  - 〔 2,094円×1人 〕
- (4) 示談の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

### 3 知事専決処分年月日

令和2年10月26日